

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月2日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第2号

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総務部の分課) 第2条 総務部に、次の6課を置く。 総務課 広報課 会計課 施設課 装備課 <u>デジタル推進課</u></p> <p>(デジタル推進課の分掌事務) 第9条の2 <u>デジタル推進課</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) <u>デジタル施策の技術に関すること。</u></p> <p>(捜査第三課の分掌事務) 第18条の5 略 (1)・(2) 略 (3) 刑事関係の照会に関すること (<u>デジタル推進課</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>第35条の2 略</p> <p>(総務事務統括官) 第35条の3 <u>警務部に総務事務統括官を置く。</u> <u>2 総務事務統括官には、一般職員をもつて充てる。</u> <u>3 総務事務統括官は、上司の命を受け、職員の給与、退職手当及び公務災害補償に関する事務を掌理する。</u></p> <p>第35条の4 略</p>	<p>(総務部の分課) 第2条 総務部に、次の6課を置く。 総務課 広報課 会計課 施設課 装備課 <u>情報管理課</u></p> <p>(情報管理課の分掌事務) 第9条の2 <u>情報管理課</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略</p> <p>(捜査第三課の分掌事務) 第18条の5 略 (1)・(2) 略 (3) 刑事関係の照会に関すること (<u>情報管理課</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>第35条の2 略</p> <p>第36条 略</p>

第35条の5 略	第36条の2 略
第35条の6 略	第36条の3 略
第36条 略	第36条の4 略

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和35年広島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

163	を	166	に、	1,566	を	1,569	に、
171		168		3,623		3,620	

1,930	を	1,933	に改める。
3,779		3,776	

第3条 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

535	459	319	1,569	364	1,933	を
982	1,110	1,297	3,620	156	3,776	

538	463	323	1,580	364	1,944	に改める。
979	1,106	1,293	3,609	156	3,765	

附 則

この公安委員会規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年3月23日から施行する。